

山梨県公報

号外第三十四号

平成二十九年

七月二十日

木曜日

目次

選挙管理委員会

- 政治団体の名称等の届出……………一
- 収支報告書の要旨の公表の一部訂正(三件)……………三

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項、第七条、第十七条第一項及び第十九条第三項の規定による届出が次のとおりあった。

平成二十九年七月二十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ 彥

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届
その他の政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
おぎはらひろお後援会「博愛会」	岡 部 修 司	古 屋 由 彦	甲州市塩山上塩後二二一	平成二十九年七月五日	平成二十九年七月五日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	自由民主党山梨県薬剤師支部	内 藤 貴 夫	久 津 間 千 秋		平成二十九年六月十七日	平成二十九年六月十九日
旧	山梨県薬剤師連盟	内 藤 貴 夫	久 津 間 千 秋		平成二十九年六月十七日	平成二十九年六月十九日

旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新		
自由民主党山梨支部		社会民主党山梨県連合		社会民主党山梨県第一区支部連合		山梨県石油政治連盟		宮川典子後援会		野沢今朝幸とことん市民の会		東電労組政治連盟山梨県支部		山梨県道路運送経営研究会		山梨県トラック政治連盟		山梨県藤井基之薬剤師後援会	
飯嶋賢一	奥山弘昌					小田切寛	中込徹					窪田清	中田一秀					幡野仁	内藤貴夫
古屋弘和	矢崎和也									須山邦昭	芦沢義男	鈴木幹雄	小川直人					住吉晃一	久津間千秋
山梨市北四六二	山梨市万力一四七	甲府市塩部四丁目一―二一	甲府市住吉五丁目四―二	甲府市塩部四丁目一―二一	甲府市住吉五丁目四―二			甲府市徳行一丁目一七―三三AYビル一階	中巨摩郡昭和町西条三八一六										
平成二十九年六月三十日	平成二十九年七月一日	平成二十九年七月一日	平成二十九年五月二十六日	平成二十九年七月一日	平成二十九年六月二十四日	平成二十九年六月二十七日	平成二十九年六月八日	平成二十九年六月十二日	平成二十九年六月十七日	平成二十九年六月八日	平成二十九年六月十九日	平成二十九年六月二十九日	平成二十九年六月二十九日	平成二十九年六月二十九日	平成二十九年六月二十九日	平成二十九年六月二十九日	平成二十九年六月二十九日	平成二十九年六月二十九日	平成二十九年六月二十九日
平成二十九年七月六日	平成二十九年七月四日	平成二十九年七月四日	平成二十九年六月三十日	平成二十九年七月四日	平成二十九年六月三十日	平成二十九年六月二十八日	平成二十九年六月十九日	平成二十九年六月十九日	平成二十九年六月十九日	平成二十九年六月十九日	平成二十九年六月十九日	平成二十九年六月十九日	平成二十九年六月十九日	平成二十九年六月十九日	平成二十九年六月十九日	平成二十九年六月十九日	平成二十九年六月十九日	平成二十九年六月十九日	平成二十九年六月十九日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
中村常実後援会	渡辺稔	関戸利夫	南都留郡西桂町小沼二二六―三	平成二十九年六月三十日	平成二十九年六月三十日
朝進会	武藤朝雄	武藤留美子	都留市玉川二八六	平成二十八年十月十五日	平成二十九年七月六日

政治資金規正法第十九条第三項第三号による届出 資金管理団体異動届

区分	氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	異動年月日	届出年月日
旧	宮川典子		宮川典子後援会	中巨摩郡昭和町西条三 八一六 甲府市徳行一丁目一七 一三二A Y Aビル一階		平成二十九年 六月二十四日	平成二十九年 六月三十日
新							

山梨県選挙管理委員会告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による収支に関する報告書について、宮川典子後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定による収支報告書の要旨の公表（平成二十六年十一月二十八日山梨県選挙管理委員会告示第三十三号）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十九年七月二十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさ 彥

宮川典子後援会のうち「3 資産等の内訳

(5) 預金若しくは貯金又は郵便貯金
(残 高)
4,000,000円」を削る。

山梨県選挙管理委員会告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による収支に関する報告書について、宮川典子後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定による収支報告書の要旨の公表（平成二十七年十一月三十日山梨県選挙管理委員会告示第三十三号）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十九年七月二十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさ 彥

宮川典子後援会のうち「6 資産等の内訳
〔預金又は貯金〕

3,000,000円」を削る。

山梨県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による収支

に関する報告書について、宮川典子後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定による収支報告書の要旨の公表（平成二十八年十一月三十日山梨県選挙管理委員会告示第六十号）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十九年七月二十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさ 彥

宮川典子後援会のうち「6 資産等の内訳
〔預金又は貯金〕

3,000,000円」を削る。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番